

○神崎町木造住宅耐震改修補助金交付要綱

平成27年3月19日

告示第7号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震に対する木造住宅の安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを促進するため、木造住宅の耐震改修に要する費用について、予算の範囲内において神崎町木造住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、神崎町補助金交付規則（昭和40年神崎町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 地震に対する木造住宅の安全性を「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断法又は精密診断法により評価することをいう。
- (2) 判定値 耐震診断により算出された住宅の上部構造の耐震性能に係る評点をいう。
- (3) 耐震改修 地震に対する木造住宅の耐震性能の向上を目的として実施する改修のうち、改修後の判定値を1.0以上にするものをいう。
- (4) 耐震改修工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けている者又は町長が認める者が請負った耐震改修に係る工事をいう。
- (5) 設計・監理者 耐震改修の設計及び工事監理を行う建築士で、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条第2項の規定により都道府県知事が実施する木造の建築物の耐震診断に関する講習又はこれと同等のものであると町長が認めた講習を修了した者をいう。

(補助の対象となる住宅)

第3条 補助金の交付対象となる木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）

は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 神崎町内に存する昭和56年5月31日以前に建築され、若しくは着工された一戸建ての住宅及び併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1以上のものに限る。）であること。
- (2) 主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）に木材を用いたものであること。
- (3) 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法で建築された建築物であること。
- (4) 地上階数が2以下であること。
- (5) 木造住宅耐震診断士が実施した耐震診断の結果、判定値が1.0未満であること。
- (6) 建築基準法に違反していないものとする。

(補助対象者及び対象事業)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすもの（1の住宅を所有する者が2人以上いるときは、その代表者に限る。）とする。

- (1) 当町に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記載されていること。
 - (2) 木造住宅を所有し、かつ、居住していること。
 - (3) 世帯全員が町税等を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けたことがある者に対しては、補助金は交付しないものとする。
- 3 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、耐震改修工事並びに当該耐震改修工事に係る設計及び工事監理とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業の3分の2以内の額であつて100万円

を限度とする額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。）とする。

（交付の申請）

第6条 規則第3条の規定により、補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、木造住宅の耐震改修を実施する前に、木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、同一年度に神崎町木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成26年神崎町告示第9号）に基づく補助金の交付を受けた者は、第1号と第3号に掲げる書類を省略することができる。

（1）登記事項証明書その他当該木造住宅の所有者及び建築年月日又は着工年月日を確認できる書類

（2）世帯全員の記載がある住民票の写し

（3）世帯全員が町税等を滞納していないことを証する書類

（4）耐震診断の結果報告書（木造住宅耐震診断士が作成したものに限る。）の写し

（5）補助対象事業に要する費用の見積書の写し及びその内訳書

（6）設計・監理者の木造住宅耐震診断講習会修了証の写し

（7）その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、交付申請者が木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）の同意書に同意したときは、同項第1号から第3号までに掲げる書類の提出を省略することができる。

（交付の決定）

第7条 規則第4条の規定により、町長は、前条の申請書の提出があつたときには、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 規則第6条の規定により、町長は、前項に規定する決定の結果を木造住宅耐震改修補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により交付申請者に

通知するものとする。

(状況報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、耐震改修に係る設計が完了したときは、速やかに木造住宅耐震改修補助金状況報告書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 設計図書及び当該設計に基づく工事後の判定値を示す書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

(申請内容の変更等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後、申請の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする場合は、木造住宅耐震改修補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）をあらかじめ町長に提出し、承認を得なければならぬ。

2 町長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を木造住宅耐震改修補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告の提出)

第10条 補助事業者は、規則第9条の規定により実績報告をしようとするときは、耐震改修工事が完了した日から30日以内又は、当該年度の2月末日までに、木造住宅耐震改修補助事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事を行つた部位ごとに、工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を撮影した写真（撮影場所を明記（明示）した図面を含む。）
- (2) 耐震改修工事に使用した材料の仕様等を示す写真及び書類
- (3) 補助対象事業に要する費用の契約書及び領収書の写し
- (4) 工事監理報告書の写し
- (5) 耐震改修工事の竣工図等

(6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の報告書が提出されたときにその内容を審査する。そして、適正と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 補助事業者が規則第10条の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、木造住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(代理受領)

第13条 補助事業者は、前条による補助金の請求及び受領を当該補助事業を行った業者（以下「事業者」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

2 前項による場合、補助事業者は第10条第1項第3号に規定する領収書の写しに代えて、補助対象事業に要した費用に係る請求書の写し、当該費用の額から補助金の額を差し引いた額の領収書の写し及び代理請求及び代理受領委任状（様式第9号）を木造住宅耐震改修補助事業実績報告書（様式第6号）に添付しなければならない。

3 第1項による場合、補助事業者が第11条の規定による通知を受け、事業者が補助金の交付を請求するときは、木造住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第10号）を、町長に提出しなければならない。

(決定の取消等)

第14条 町長は、補助事業者が偽りその他不正な行為により補助金の交付決定又は交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(検査)

第15条 町長は、耐震改修の内容を確認するため、当該工事の主たる工事を

実施した後で仕上げ工事を行う前に、補助事業者の承諾を得て補助対象住宅に立ち入り、検査を行うことができる。

2 町長は、前項の規定により検査を行う場合は、当該耐震改修の設計・監理者及び施工事業者の立会いを求めることができる。

3 町長は、第1項の検査の結果、工事の内容が設計と異なると認めたときは、補助事業者等に対し、耐震性能の検討又は工事の改善を指示することができる。

4 町長は、前項による指示を行つた場合、再度検査を行うものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第17号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。